

品質確保のための更なる取組みについて(お知らせ)

当公社では、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号、平成26年改正)の趣旨に鑑み、工事価格と性能等を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式の導入や予定価格をより適切に設定するための見積活用方式の導入など、工事の品質確保に取り組んでいるところです。

このたび、更なる品質確保に向け、下記1に掲げる入札手続きに際して、入札参加者の下記2に掲げる資格審査等に過去の工事成績評定による条件を追加することとしましたので、お知らせします。

1. 対象とする入札方式(ただし、工事成績評定の対象工事(業務)に限定する。)

- ・一般競争入札(総合評価方式を含む)
- ・公募型競争入札

2. 資格審査等における追加条件

(1)競争参加資格条件

ア. 過去の工事(業務)実績【基本的な条件】

申請者において、入札公告において示された工事種別*¹に係る当公社発注工事*²(業務)の実績がある場合は、公告年度と過去4年間に完成した公社発注工事(業務)の工事成績評定通知書*³の評定点の平均が65点以上であること。

イ. 企業の施工実績

競争参加資格確認申請において提出する同種工事(業務)の施工実績が、当公社発注工事(業務)である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること。

ウ. 配置予定技術者の施工経験

競争参加資格確認申請において提出する配置予定技術者の施工経験が、当公社発注工事(業務)である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること。

(2)総合評価方式の加点対象(一般競争入札の場合)

提出する企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験が、当公社発注工事(業務)である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること。

3. 適用日

平成31年4月1日以降に公告するもの

4. 問い合わせ先

福岡北九州高速道路公社 企画部技術管理課
電話 092-631-3293(受付時間 9:00~17:30 土・日・祝日を除く)

○補足説明

*1 工事種別

「福岡北九州高速道路公社 一般競争(指名競争)参加資格申請の要領(建設工事)」に記載されている「公社の工事種別」をいう。

*2 工事

「建設業法第2条第1項」において定められた工事をいう。

*3 工事成績評定の対象工事

評定の対象は、1件の受注金額が、1,000万円を超える工事が対象となる。
ただし、一部業務(土木維持補修業務(単価契約)及び道路清掃等業務(単価契約))は工事成績評定の対象であり、本取組みの対象となる。